

2020年8月17日

お客様各位

株式会社NTT ファシリティーズ

新型コロナウイルス感染症対策に係る電気料金の取扱いについて（第6報）

このたびの新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大したことを受けて、2020年7月27日付のお知らせ「新型コロナウイルス感染症対策に係る電気料金の取扱いについて（第5報）」にてご案内した特別措置における 電気料金の支払期限の延長期間について、2020年5月検針分は4か月から5か月に、2020年6月は3か月から4か月に、2020年7月分は2か月から3か月に、2020年8月分は1か月から2か月にそれぞれ変更いたします。また、新たに2020年9月検針分の電気料金の支払期限を1か月延長いたします。なお、その他の条件は変更ありません。

変更後の特別措置の内容は次の通りです。

1. 対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けており、当社に対して一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申し出をいただいたお客さま

2. 特別措置の内容

2020年2月（※）、2020年3月、2020年4月検針分の電気料金の支払期限を各々5か月間、2020年5月検針分の電気料金を5か月間、2020年6月検針分の電気料金を4か月間、2020年7月検針分の電気料金を3か月間、2020年8月検針分の電気料金を2か月間、2020年9月検針分の電気料金を1か月延長いたします。

※支払期限日が一時的な資金の緊急貸付の受付開始日（3月25日）以降のものに限ります。

3. 特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社NTT ファシリティーズ kWhale お問い合わせ窓口

TEL 0120-72-73-74（ガイダンスで1番をご選択下さい）

電話受付時間 9：00 - 17：00（土日祝日除く）

FAX 0570-00-4190

E-mail nttf-info@nttf-em.jp

以上